

一括発注に関する開示事項

2012年9月1日

ノーザン・トラスト・グローバル・インベストメンツ株式会社

1. 基本的な考え方

当社では、運用財産間の公平性の確保および最良執行に資することを目的として、複数の運用財産に関して、売買条件（有価証券の種類及び銘柄、売付又は買付の別、取引種類並びに執行価格又は価格帯）が同一である注文を一括して発注する場合があります。一括発注に適用する約定単価は平均単価とします。なお、当社では投資信託財産と投資一任契約に係る運用財産を一括して発注することがあります。

2. 対象有価証券および対象取引

一括発注の対象となる取引は、取引所金融商品市場、外国金融商品市場又は店頭売買金融商品市場に上場又は登録されている有価証券の現物取引に限りです。

なお、当社が取引執行事務を当社の関連会社に業務委託する場合には、当社設定の投資信託及び当社の投資一任契約に係る顧客口座に加え、当該関連会社において取引の執行を行っている海外のノーザン・トラスト・グループの顧客口座との間においても、一括発注・平均単価を用いた発注、約定、決済、取引報告を行う場合があります。

3. 約定結果の配分方法

総約定数量を総発注数量で除した比率を各運用財産の注文数量に乗じて算出します。

なお、一括発注が内出来となった場合（総約定数量が総注文数量を下回った場合）は、内出来分、残余分それぞれにつき、当社オーダーマネジメントシステムにより恣意性を排除して機械的に計算することにより、各運用財産間での公平性を維持しつつ配分の最適化を行います。

4. 最良執行の基本方針

市場動向や価格等を総合的に勘案した上で最良執行を図るものとします。また、必要に応じて、一括発注を分割して発注する場合があります。

5. 社内管理体制

一括発注の実施にあたっては社内規程を整備するとともに、関係法令諸規則を遵守します。また、一括発注に関する業務執行状況は、管理部門において検証するものとします。

以上